

鹿屋市会計規則の一部を改正する規則

鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「鹿児島市に置かれた手形交換所の所管区域」を「全国の区域」に改める。

第66条第1項中「鹿児島市に置かれた鹿児島手形交換所の手形交換」を「手形交換所」に、「加盟者」を「参加金融機関」に改める。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。